

## 台東区フィルム・コミッション事業支援実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、台東区の有する地域資源を映画、テレビ等のロケーションの実施場所として提供し、映像を通じて国内外にアピールすることにより、文化・産業・観光の振興及び地域の活性化を図るため、台東区フィルム・コミッション事業（以下「FC事業」という。）における支援の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 FC事業における支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 台東区内のロケーション実施場所の紹介
- (2) 撮影に必要な許認可に関する相談受付
- (3) 施設管理者等との撮影許可に関する調整及び撮影時の立会い
- (4) その他ロケーションに関する相談受付

### (支援を受けられる企画)

第3条 支援を受けられる企画（以下「支援企画」という。）は、台東区長（以下「区長」という。）に撮影支援依頼書兼使用料等減額申請書（第1号様式。以下「依頼書」という。）を提出し、区長が認定したものとする。

### (支援企画の申請)

第4条 支援企画の認定を受けようとする団体は、依頼書に、必要に応じて次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 企画書
- (2) 企画の遂行能力を明らかにする書類
- (3) 団体の概要に関する書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

### (支援企画の認定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる認定基準について審査し、支援企画と認定したときは、文書により、当該団体に通知するものとする。

- (1) メディアを利用し、不特定多数を対象とする企画であること。
- (2) 放送、出版等が具体的に決定していること。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- (4) 責任をもって企画を遂行できる団体であること。

- (5) その他FC事業の趣旨に反していないこと。
- 2 前項の規定により認定を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 依頼書の記載事項その他企画等に変更があったときは、直ちにその旨を届け出ること。
- (2) その他区長が必要と認めた事項
- 3 第1項の規定による認定の期間は、区長が認定した日から企画の終了の日までとする。
- 4 区長は、支援企画が第1項の認定基準を満たさなくなったときその他認定の趣旨に反する事態が生じたときは、支援企画の認定を取り消すことができる。

#### (行政財産の使用等)

第6条 支援企画を実施する団体は、ロケーションを行うため、台東区の所有する行政財産（以下「行政財産」という。）を使用又は占有することができる。

- 2 行政財産の使用料又は占有料は、東京都台東区行政財産使用料条例（昭和39年4月台東区条例第7号）及び東京都台東区公有財産規則（昭和39年9月台東区規則第18号）に基づき、別途経理課長からの通知による1㎡当たりの単価に別表に掲げる算定の基礎とする面積を乗じた額とする。ただし、次の各号に掲げる行政財産の使用料又は占有料は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 東京都台東区立公園条例（昭和32年4月台東区条例第2号）に規定する公園 同条例別表第2に掲げる額
- (2) 東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例（昭和30年11月台東区条例第13号）に規定する児童遊園及び運動公園 同条例別表第2に掲げる額
- 3 行政財産を使用又は占有する期間は、事前に協議のうえ決定するものとする。ただし、主に区民が使用することを目的とする行政財産については、区民の使用に配慮するものとする。

#### (普通財産の貸付け)

第7条 支援企画を実施する団体は、ロケーションを行うため、台東区の所有する普通財産（以下「普通財産」という。）の貸付けを受けることができる。

- 2 普通財産の貸付料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年4月台東区条例第9号）及び東京都台東区公有財産規則に基づき、別途経理課長からの通知による1㎡当たりの単価に別表に掲げる算定の基礎とする面積を乗じた額とする。

#### (使用料等の減額)

第8条 区長は、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、使用料及び占有料の2分の1を減額することができる。

- (1) 企画の設定が台東区となっており、視聴者、読者等に明確に周知されているもの。
- (2) 画面の一部又は全部に、視聴者、読者等が台東区と判別できる風景等が写っているもの。

(3) 撮影協力として、台東区又は台東区フィルム・コミッションの名称がテロップ、クレジット等で表示されるもの。

(使用料等の徴収方法)

第9条 FC事業における行政財産の使用料又は占用料及び普通財産の貸付料は、納入通知書に指定する納入期限までにその全額を徴収する。

(手続)

第10条 FC事業における行政財産の使用又は占用及び普通財産の貸付けにおける手続は、別に定めるものを除き、東京都台東区行政財産使用料条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び東京都台東区公有財産規則の規定に基づき、施設管理者が行うものとする。ただし、施設管理者は、当該手続の一部又は全部をにぎわい計画課に委任することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第6条、第7条関係)

使用若しくは占用又は貸付面積	算定の基礎とする面積
200㎡未満のもの	200㎡
200㎡以上600㎡未満のもの	600㎡
600㎡以上のもの	実測